

平成24年（行ウ）第15号 東海第二原子力発電所運転差止等請求事件

原告 大石光伸 外223名

被告 日本原子力発電株式会社

## 最終準備書面（その4）

### 補充書

### （経理的基礎）

2020年6月25日

水戸地方裁判所 民事第2部合議アA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 河 合 弘 之  
外

#### 第1 はじめに

本書面は、被告日本原電の令和2年6月18日付最終準備書面における、経理的基礎に関する主張に対して、補足的な反論を行うものである。

#### 第2 被告日本原電の主張

被告日本原電は、上記最終準備書面において、経理的基礎については、368～371頁において、主張を述べているが、その要旨は、設置に関する経理的基礎について、原子力規制委員会において、審査が行われて許可を得ている、現在では、本件発電所において新たな規制基準への適合に向けて行う工事に関し、東京電力ホールディングス及び東北電力が資金協力を決定している、というものである。そして、この最終準備書面に合わせて提出された書証はなかつ

た。

### 第3 被告日本原電は経理的基礎に関する立証を尽くしていない

- 1 これまで、原告らは、被告日本原電に、設置に関しても維持管理に関しても、経理的基礎が欠けていることを、具体的な根拠を示して主張を行ってきたし、同被告に対して釈明を求めてきた。しかし、被告日本原電は、設置に関する経理的基礎が備わっていると主張するにも拘わらず、この最終準備書面においても、事故対策工事費用の具体的な調達方法、調達先、調達金額等について、何らの主張も証拠の提出も行っていないし、原告らの求釈明にも答えていない。
- 2 被告日本原電は、設置に関する経理的基礎が備わっていることを裏付ける資料として、この度の最終準備書面の前に、丙 G 3 2～3 5、4 9等を提出している。しかし、これらの書面は、同被告自らの説明（丙 G 3 2～3 4）、経済産業大臣の所見を述べた書類（丙 G 3 5）、衆議院経済産業委員会での議事録（丙 G 4 9）であり、事故対策工事費用の調達の具体的内容を明らかにするものではない。

上記丙 G 4 9の議事録では、東京電力ホールディングスの文挟副社長が参考人として出席しているが、資金的協力の総額については「回答を差し控えさせていただきます」と述べており（9頁）、仮に実際に援助がなされるのが事実であったとしても、どの程度の金額が援助されるのか不明である。また、同会社は、被告日本原電に対して、受電料金の前払いを考えているということのようであるが（10頁）、受電料金等の受電条件の内容については、やはり回答を差し控えさせていただく、ということである（同上）。この議事録からは、東京電力ホールディングスが行うという資金援助の具体的内容が全く不明である。そればかりか、資金援助を受電料金の前払いで賄うとも述べられているが（同上）、既に原告らの準備書面（88）においても述べた通り、被告日本原電が20年間これまでのような操業を行ったとしても、600億円

の利益をあげることができるにとどまるのであり（これは事故対策工事費用を含まない金額である）、受電料金の前払いを受けてそれを事故対策工事費用として使用してしまえば、操業期間中に全く利益を生まない会社に転落してしまうはずである。被告日本原電から、東京電力ホールディングスが行う支援の具体的な金額、方法（受電料金の前払いということなら、受電料金、受電量、受電期間等）、支援を受けた同被告のその後のキャッシュフロー等の具体的な資料が示されない限り、同被告に設置に関する経理的基礎が存在するという判断をすることはできない。

- 3 そして、被告の最終準備書面には、維持管理に関する経理的基礎についての主張は全くないし、原告らがこれまで行った求釈明に対する回答もないし、維持管理に関する経理的基礎を裏付ける証拠の提出もなかった。

従って、被告日本原電は、維持管理に関する経理的基礎に欠けていることについて、実質的に争わないものと見ることができる。

実際に、上記のような、東京電力ホールディングスの支援の内容というのが、受電料金の前払いということであるならば、操業期間中に利益を生むことがなくなり、債務超過の会社となってしまうことが容易に予測できる。

- 4 なお、被告日本原電は、最終準備書面 371 頁で、原告らの最終準備書面（その 4）における主張について、従前と同じであるなどと述べている。最終準備書面を遅出ししたことからこのようなことが言えるという点はさて置くとしても、従前と変わらず具体的な主張をせず、要求されている立証も行わないというのは、寧ろ同被告の方である。

#### 第4 まとめ

被告日本原電の最終準備書面によっても、同被告には、本件原発の設置に関しても、維持管理に関しても、経理的基礎が欠けているものというべきである。

以上